

7番 林崎竟次郎でございます。町民の切実な要求、町政の重要課題について、質問を行います。

はじめに、新型コロナウイルス感染症が町内でも増えているようです。この点について質問をします。

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、5月8日から「5類」に移行し、感染対策は個人や事業所、団体等の判断に委ねることが基本となりました。

そのような中であって、「コロナ5類」移行後は外出の制限もなく、陽性の無症状の方がマスクなしで買い物に出かけたり、あるいは少々の体調不良をおして仕事や旅行などに行かれる方が少なからずいることが予想されます。そのため、誰でも知らないうちにコロナ感染者と接触するリスクが高くなっており、このような状況の中で、新型コロナ「第9波」と呼ばれる事態となっています。

今の町のコロナ感染者の実態、それから入院患者、死亡者、クラスターの発生、それらについての状況は

どうなっているのかお伺いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る、国、県及び市町村の支援措置は縮小もしくは打ち切りの方向となっているように感じざるを得ませんが、本町では、どのようなになっているのか伺います。

さらに、新型コロナウイルスは依然として感染力が強いことから、これからも感染予防等に関する行政支援は必要と考えますが、その認識はどうか伺います。

コロナ禍の下、町には令和2年度から地方創生臨時交付金が交付され、それを活用して緊急・重要な事業を展開してきました。いま、ガソリン等や電気料金をはじめとする物価高騰の中で事業者の経営、町民の暮らし向きは悪化しています。岩手県の中小企業者等事業継続緊急支援金第2弾が、申請受付期限11月30日でスタートしています。内容は第1弾とほぼ同じですが、主な支給要件は、令和5年4月から令和5年9月までの期間のうち、いずれかひと月の売り上げが、平

成 31 年 4 月から令和 4 年 9 月までの中の任意の年の同月比で 20%以上減少していて、かつ、売上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が令和 3 年同月の単価よりも増加していることなどです。

そこで、第 1 弾の時には、盛岡市や宮古市等では、県事業に市独自で上乘せしました。第 2 弾にあたり、本町独自で上乘せをすることを検討すべきと思いますが町長の考えを伺います。

次に、物価高騰による負担増、そして、これからも続くと想定される物価高騰が、町民生活に及ぼす影響は計り知れません。国や県の対策を踏まえて、「物価高騰対策臨時給付金」の検討を進める際には、所得 300 万円未満の世帯も対象にすべきと思います。「頑張っ稼いでも税金や保険料を払って手元に残る生活費は本当に少ない。それなのに非課税じゃないからと言われて給付金がもらえないのはつらい」、「課税世帯にも給付金を」と言う声がきかれます。これに答え

るべきと思います。町長の考えを伺います。

本席からの質問は以上です。

7番 林崎 竟次郎 議員の御質問にお答えします。

初めに、現在の町内の新型コロナウイルス感染者の実態であります。御案内のとおり5類感染症への移行に伴い、患者数の把握方法が全数把握から、指定された医療機関における1週間ごとの定点把握となり、詳細な人数等の把握はできない状況となっております。

なお、8月28日から9月3日までの1週間では、宮古管内の感染状況は一定点あたり33.00人となっております。

入院患者につきましては、9月に入り、済生会岩泉病院に複数名が入院したと伺っており、死亡者につきましては把握することが困難な状況にありますので御理解願います。

クラスターの発生状況につきましては、お盆明け以降感染者が徐々に増加したことに伴い、介護施設やこども園での発生を確認しているところで

あります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る支援措置の状況につきましては、これまで国の交付金等を財源に、適時適切に感染対策を講じてきたところではありますが、感染対策に対する交付金の配分がなくなったことや、感染症法上の位置付けも5類へ移行となったことも踏まえ、家庭や事業所などにおける感染対策を基本とし、町民お一人おひとりが高い意識で感染対策を励行していただくようお願いをしているところでもあります。

今後の感染状況は予断を許さないところではありますが、更なる感染拡大などの状況が生じた場合には、国や県の動向を注視しながら、町民の皆様の健康を守るための対策を講じていく必要があるものと考えております。

次に物価高騰における中小事業者への支援についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小事業者向けに、令和5年度の「岩手県中小企業者等事業継続緊急支援金」の申請受付が8月7日から始まっており、岩泉商工会での受付や、町のホームページでも町内事業者向けに周知を図っております。

ガソリンの高騰は、原油価格の高騰と円安進行に加え、政府が価格抑制のための補助を段階的に縮小していることが影響しておりますが、先般、国においては9月7日から段階的に補助の拡充を継続し、年末まで支援を延長することを発表したところであります。

今後も、町内中小事業者の動向を注視してまいります。燃油や電気料金の高騰は全国的なものでありますので、引き続き抜本的な対策や財源の確保などを国等へ強く要望してまいりたいと考え

ております。

最後に、物価高騰における町民への支援についてありますが、これまでも国や県の施策に併せて、住民税非課税世帯に対する給付や、高齢者や障がい者等に対する福祉灯油事業など、物価高騰に伴う様々な支援策を講じてきたところであります。

また、昨年度におきましては、町独自の支援策として、非課税世帯とともに、住民税均等割のみ課税世帯にも対象を拡大し、1世帯当たり5万円の給付金を支給してまいりました。

今後とも、国、県における物価高騰対策の動向を注視しながら対応してまいりますが、議員御提言の世帯を対象とする場合、現状では財源の確保や対象とする所得水準の捉え方など課題も多いと考えておりますので、御理解をお願いしたいと考えております。

以上で答弁を終わります。